

政治学とジェンダー

— 国家学から「知の組み換え」へ —

大 海 篤 子（ブリガム・ヤング大学 客員助教授）

日本政治学会（1948年設立）の女性比率は8.1%で、50年から毎年出版されている『年報政治学』の女性執筆者は2003年末に18人になった。本稿は日本政治学会における女性研究者の状況と政治理論に内在する女性除外に関してジェンダー概念による検討を行う。

1. 明治期、現実の政治も学問もドイツをモデルとし、国家学理論を受容しながら天皇を中心とする国家イデオロギーを形成した。国家学は「天然」に女性を除外し、日本の政治学にも定着した。
2. 大正デモクラシー期、吉野作造が唱えた「民本主義」は「主権の運用」を構想して、女性参政権論の展開を可能にしたが、「主権の運用」は、新たな主権者である女性を認める理論にはなりえなかった。
3. 戦後政治学は女性を扱うようになったが、「国家学」の視点は残された。丸山真男の「ファシズム」研究における「婦人への言及」は、短いものではあるが、「ジェンダーと政治の接点」を示した。
4. 『年報政治学』の女性執筆者は少ない。それは政治学における女性除外の一つの現れである。女性初の執筆者久保田きぬ子をとりあげ、女性であることと研究者であることのせめぎ合いを検討した。
5. 政治学における「ジェンダー化」はようやく始まったところである。ジェンダーは政治学における「知の組み換え」を可能にする力を持っている。

キーワード：日本政治学会、国家学、民本主義、『年報政治学』、ジェンダー化

1. はじめに — 日本政治学会と女性会員

2003年は日本政治学会（1948年設立）の女性会員にとって画期的なことがおきた。まず、5月に行われた理事選挙で、理事35人中女性が4人選出された⁽¹⁾。そのうちの3人は指名によって選出されたが、1人は選挙によって選ばれた。日本政治学会の設立以降50年以上、会長はもちろん、学会の運営に女性が関わってこなかつたところからみれば「画期的」といえよう。

もう一つ、2003年の『年報政治学』のタイトルは『「性」と政治』で、6人の女性が執筆した。日本政治学会は、1950年から毎年『年報政治学』（以下『年報』）を出版し、2003年12月には53冊になっている。そして368人の研究者が論文を執筆しているが、女性は18人である（4節で詳述）。2003年の『年報』の執筆者に女性が多いことも画期的であったが、そのタイトルへの注目度はもっと大きいはずである。なぜなら、「序論」で述べられているように、日本政治学会は新しい学説や分析枠組みを取りいれることに熱心であったが、「ジェンダー研究に関してはひどく反応が鈍かった」（渡辺2003：11）からである。「ジェンダー概念を社会構築的性別概念と捉えれば、セックスもセクシュアリティもジェンダーということになる」（館1998：90）という定義に依拠する立場から言えば、『「性」と政治』ではなく、『ジェンダーと政治』がより適切な表題ではなかつたかと思う。

女性研究者が少ないために、ジェンダー研究への関心が薄いことは、他の学会においても多かれ少なかれ見られる。とりわけ、政治学は現実の政治と向き合う学問であり、現実政治の場におけるジェンダーの権力作用に関して調査・分析し、解決方法を示す研究者が少ないことは、政策決定の場に非常に女性が少ないと重なつて、女性の生き方が政策的に規定されたり、不利な立場に置かれてきた理由の一つとなっている。女性に対して配慮のない政策の決定に関しては、男性研究者の興味を引くことはほとんどなく、女性研究者がそれらの課題を研究分析し、行政・議会・運動が協力して多面的に働きかけるという学問と現実政治の協力関係が成立しなければ「女性のいない政治過程」（岩本1997）は再生産されていく。

本稿は以上に述べたような日本政治学会における女性の状況と、政治学に内在する女性除外に関してジェンダー概念による検討を試みる。

ジェンダー概念とは「社会構築的性別」を意味すると同時に、分析概念である。分析概念であるジェンダーは、歴史、文化、地域などの差異が多様で多層に構築されていることを明らかにする。また、ジェンダーは権力関係や序列化、階層化などの統合的分析に有効であり、分析の結果、対象を「ジェンダー化」(gendered) する。さらに、ジェンダー概念による分析は、「既存の学問の前提や基準に対し批判的検討を余儀なくさせ、学問分野における知の組み換えを可能にする」(館前掲:91)。この「知の組み換え」は「engendering」とよばれて、「ジェンダー化」の過程と区別される。本稿は「engendering」への第一歩を試みるものである。

2. 女性を除外する政治学——明治と大正

明治期、日本の政治学が生まれ、発展する過程は、現実政治において天皇を中心とした国家形成過程と重なっている。国家中心のイデオロギー強化に寄与した政治学は、女性の除外を「天然」とした。大正デモクラシー期には女性参政権をめぐる議論が展開されたものの、女性の除外は継続された。

2-1. 明治期

明治の初期、日本にさまざまな学問が移入された時期、日本の社会科学は主として欧州の「先進国」から理論を摂取し発展した。その過程は非常に流動的で、啓蒙期と呼ばれる時期には、女性の参政権を支持する議論があった⁽²⁾。とはいえ、明治維新という大変革は「王制復古」と「万機興論」という矛盾した政治理念を実現しなければならない上に、近代国家としての体裁を整え、「封建領主」の頭である幕府体制からの大きな転換が必要であった（赤木 1991）。そのために、形式的にも、実質的にも幕府体制との差異を際立たせながら、天皇を中心とした中央集権国家として体裁を整えることが急がれ、その基本となる理念や理論を吸収することが知識人と政治指導者の役目と

なった。明治政府が必要とした学問は、権力を「國体」とする明治憲法と「官制」による支配体制の確立に利するもので、学問によって国家を社会の上位、社会は国家の支配を受けると位置付けた。

明治14年政変⁽³⁾を期に現実の政治が保守化した時、明治政府がドイツをモデルとしたことで学問の世界もドイツの強い影響をうけることになった。ドイツへの関心は欧州の後発国であること、皇帝の権力が強いことなどから生まれたが、その関心は「自由民権期の抗争を経ることによって一層保守的指導者に強められた」(石田1995:30)。ドイツの学問体系の摂取に当たっては、自由主義的な側面は意識的に排除しながら、天皇の神格化を図った。政治学は国家の起源や国家の意義を論じるところから始まるが、君主である天皇による統治の正当性は前提となっている。そして、ドイツ法学は国法学(法律)と国家学(政治学)となって「官制」学問となつた⁽⁴⁾。

日本における国家学の形成は、シュタイン、グナイト、ブルンチュリ3人のドイツ人の「巨大なる業績によって成立した」(蟻山1968:67)。3人もいわゆるお雇い外国人として日本に来たわけではない⁽⁵⁾。シュタインやグナイトは憲法制定過程を通して、日本の協力者となり、政治過程と国法学に影響を与えたが、ブルンチュリはその著に『政治学』(1882、明治15年)があり、その一部において「婦人參政権反対論」を展開しているところから、本稿では、ブルンチュリ(1808~1881)を中心に考察を進めていく。

ブルンチュリの『一般国法学』(1852年初版)は、明治4年から8年まで天皇の進講のテキストとして加藤弘之(1836~1916)⁽⁶⁾が使い、その翻訳は明治5年から『国法汎論』として出版された。シュタインやグナイトらが「講義録」しか残していないのと違って、ブルンチュリの場合、本として政治学者に読まれ、大きな影響力をもつた。ブルンチュリの『一般国法学』は「ドイツにおける立憲君主制度を鼓舞させる歴史的文書の一つ」(蟻山前掲:67)である。『一般国法学』は幾度か改定され、1875年の改訂版に「科学としての政治学」を付け加えられ、『近代国家学』と改められた。その追加部分が明治15年に部分的に翻訳され『政治学』(中根重一訳)として出版された。

ブルンチュリの議論は、19世紀半ばドイツが必要とした、「下からの民主革命を否定しながら、中世的絶対主義国家を否定し、かつ国家権力の人民に対する優位性を保つ<近代理論>」（安1975：124-125）で、その中心は「國家有機体説」にある。國家有機体説は、「国家をもってそれ自身生きて生活する完全体となし、その成員たる個人は、なんら独自の人格を持たず有機体の細胞であって機能を分担するに過ぎない」（政治学事典1954：484）と国家主権を正当化し、「国家を男性」と見立てる（安前掲：130）。國家有機体説を必要としたドイツの状況は日本にもそのまま当てはまった。そして、萌芽的に発生しようとした近代自然法的思想の成熟を阻止し、君主主権の強化をはかりつつ、官僚支配を強化することに役立った。『国法汎論』の中核部分は憲法起草にも反映され、現実政治にも影響を与えた。明治政府と政治学がブルンチュリを受け容れたことは、国家中心の政治・政治学になることを意味し、國家有機体説が取り入れられたことは、女性を政治から除外する理論的背景となった。

明治15年に翻訳出版された、ブルンチュリの『政治学』の第5巻、8編第2章は「婦人発言権」という章題になっている⁽⁷⁾。

「婦人発言権」を支持する人たちの主張を5点挙げ、ブルンチュリが反論を試みている。

- 1) 女性は軟弱だから保護すべきだ。
反) 幼児も保護すべきだが発言権は不要である。女性に保護が必要だという理由によって、発言権を与える必要はない。
- 2) 婦人納税者には発言権が必要である。
反) 納税する女性は例外である。しかも兵役は男子のみで、女性は国を守る必要が無いから、発言権は不要。
- 3) 女性統治者が歴史的に存在する。そのような女性たちをみれば、女性にも政治的能力はある。
反) 女性統治者には、非凡な能力と特別な教育を与えられる。それも例外で、例外を全てに適用できない。
- 4) 女性は家長と同じ意見をもって投票する。恒産ある人の票が増えれ

ば、政治的急進派をおさえられる。

反) 女性は必ずしも夫や父と同じ意見ではない。特に僧侶の言うことを聞く女性が多く国を混乱させる。

5) 女性を政治の外においていたままにしておくと、感情的に男性に大きな影響を与える。だから政治的義務と責任を覚醒して、選挙権を与えるほうがいい。

反) 女性が政治社会の外に置かれることについては、何千年も万国共通である。その故は男女の天然の区別にある。女性が力を発するのは、家庭のことで、政治に干与すれば、家庭のことを忘れ、家も國も紊乱する。婦人が政治社会の悪風の為にその「至美なる徳義、至重なる品行」も滅裂崩壊する。婦人が選挙を競い、男子と勝利を争うことで、男子の婦人への尊敬の心が消滅する。外国の婦人は選挙権の実施を試みても、ドイツの婦人は決してこれを企画することなく、ドイツの男子もまた望んでいない（下線部分は訳者中根による）。

ここで女性参政権の支持の主張を並べたのは、「前論を駁して曰く」と訳されているように、ブルンチュリの反論を導くためである。参政権は自由権のシンボルであり、政治的権利を女性に認めることは、自由権を認めることになるとブルンチュリは危惧している。ここに示された女性参政権をめぐる賛否の論点は、明治初期からその後の大正期、さらには戦後に至るまでの国会、論壇、運動における議論の展開と重なる部分が少なくない。

明治初期ブルンチュリの『政治学』が出版される前に、スペンサーやミルなどの著書が次々に翻訳され、その理論は女性の政治的権利擁護論として、自由民権運動に生かされた。ブルンチュリの「婦人発言権」は、それらへの直接的な反論ではないが、彼の主張はドイツ国家学が政治学として受容される過程で日本の政治学に定着した。

明治10年に東京大学ができたとき、政治学科は文学部の中に置かれた。明治19年帝国大学令により、政治学科は法学部におかれるようになった。日本で最初の東京帝国大学政治学専任教授小野塚喜平次（1870-1944）によれば、「（政治学は）国家に関する諸学科の総称なり。狭義における政治学とは國家

の事実的説明を与え、其政策の基礎を論ずる学なり」(カタカナを平仮名に、漢字を当用漢字に、句読点挿入は筆者) (小野塚1903a:12) である。そして、民撰院は、「中等人民の覚醒により、参政権の要求を万機興論のために、政治的勢力を国法的に認め、組織的に民撰分子を国家の高等機関に注入」(小野塚1903b:79) するために設立されるが、「政権に参与する人民に富む民主国と謂ども未丁者、ある種の無能力者及び普通に婦人を除外する」(小野塚前掲a:117) という一箇所だけに、除外する対象として「婦人」が登場している。

小野塚は「わが国において初めて政治学をその羈束していた国家学より独立せしめる必要と抱負を宣言した」(蟻山前掲:83) 人とされている。確かに小野塚の『政治学大綱』には、世論の研究は政治学において重要であるなど、「政治学の国家学からの独立」を目指したと思われる記述が見られる。しかし、現実には政治学は「国家学」から離脱出来ず、女性は政治的権利を認められず政治学の対象から除外された。

2－2. 大正期

戦前の政治学は「国家学」のイデオロギー強化に荷担してきた。しかし、大正期には国家中心イデオロギーにゆらぎが見られた。現実政治は第一次世界大戦後の好景気を産んだが、物価高騰から貧富の差は拡大した。そして大正7年(1918)の米騒動から始まり、労働運動、農民運動、部落解放運動、女性解放運動、教育運動などの社会運動が本格化し、デモクラシー思想は芸術や大衆文化にまで広まっていった。

1918(大正7)年9月には初の政党内閣の原政友会内閣が成立した。「當時政治家はいかなる立場にあるにせよ<民主的>あるいは<民本的>である必要が生まれた」(三谷1987:69)。1919(大正8)年には、貴族院の山脇玄が普通選挙の議論の中で婦人参政権を主張し、日本の国会において最初の婦人参政権支持論を行った。しかし、「天皇制権力機構の中で政党の比重は増したが、天皇制権力体制が人民に持つ関係は本質的な変化はなかった」(榎1986:31-32)。

大正デモクラシーのオピニオンリーダーであった吉野作造（1878～1933）は「民本主義」をデモクラシーの訳語として使った。民主主義は「国家の主権は法理上人民に在り」と「主権の所在」を問題にするのに対して、民本主義は「主権の運用」に着目する。「民本主義を民主主義から区別したのは敵の攻撃を回避する手段であつただけでなく、一定領域における民主政治の普遍性を主張するための有利な条件となつた」（石田 1984：93）。

確かに、吉野は民主主義の運営、あるいは機能的側面を「民本主義」とよんだことによって、ジャーナリズムの人気をよび、体制批判とみなされることなく、論陣を張ることができた。国家学ではデモクラシーは「妥当な取扱いが不可能」（蟻山前掲：96）であるから、民本主義が戦略的側面を推進したことは「政治学上の構想としてはまことに苦心の結果であった」（蟻山前掲：96）⁽⁸⁾。

吉野は論壇の寵児であつただけでなく精力的に活動に興味を示し、「普通選挙法」（1925＝大正14年制定）にも寄与した。しかし、当初吉野は婦人参政権に対しては「現今の日本国法の精神から申せば、やはり之は禁止すべきものであろう」（吉野 1976b：48）と消極的であった。大正5年に発表された民本主義の論文として有名な「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」においては、参政権の拡大を主張しているが、「婦人は蓋し将来の問題である」（吉野 1976a：106）と、男子普選を目標にしていた。

その後、1919年の新婦人協会設立、1924年の婦選獲得期成同盟会など、日本国内の女性の運動と1922年の「治安警察法改正」による政談集会の主催・参加が許されたこと、1925年に普選が実現したという国内政治状況、欧米における大戦とその後の女性参政権の実施など広い政治的变化に対応したのか、吉野は「婦人参政権擁護論」を展開する⁽⁹⁾。

吉野はまた、大正15（1926）年に発刊された『現代政治講和』（吉野 1926）の「普通選挙と婦人参政権」では、女性参政権付与反対論に対して積極的に、分業論の否定、女性の政治能力を疑うなら男性にも政治能力に欠ける人が多いではないか、と主張している。そして、結論として、理論上婦人を参政権の外に置くという根拠は一つもない。けれども憲政の運用が理想的に行われ

て居ない国に於いては、婦人の地位を保護する意味で参政権を暫く与えぬことも、一つの道徳的意義があるかも知れない、と控え目にまとめている。

民本主義の基本では、民衆を投票による政治の「監督者」として主位におき、選出された議員は客位におく。「監督者」が多いほうが、議会へのコントロールが可能になると、「普選」、「婦選」を主張した。とはいって、参政権を投票権に想定していて、「(議員及び政府当事者は)一般的の人民とは違って、國家のエリヌキの人才」(吉野 1976a:113) でなければならない、と選挙権を持つ人民と被選挙権で選出される議員とを区別している。

確かに、主流政治学の国家学では扱うことが不可能な女性参政権擁護論を、民本主義では「主権の運用」として議論ができた。吉野の説く「普選」は大正デモクラシーの「階級打破」が後退し、「(制限選挙が)程度の問題と認識されるようになったとき」(榎前掲:13-98 1, 2章) 実現した。一方、女性は今まで選挙権を全く持っていないのであるから、「新しい主権者」として政治に登場させなくてはならない。ところが、「主権の運用」は、「運用」の意味が示すように「うまく機能を働かせて用いること」(広辞苑)である。すなわち、「選挙権は国家から与えられる恩恵」(榎前掲:28) として制限的に与えられていた男子に関しては、「うまく機能を働かせ」れば、制限の緩和、そして撤廃が可能になる。しかし、「運用」では、主権がない女性には通用しない。「主権の運用」は、良妻賢母思想によって構築された家父長制による性差別、ようやく沸きあがってきた女性労働者に対する階級差別、そして公民権差別という「女性の三重の差別」(辻村 1997:16) を突き破る力はない。民本主義という「政治学の苦心の構想」は結局、女性の政治的権利を保障できず、女性は除外されたままになった⁽¹⁰⁾。

3. 女性が登場するようになった政治学——戦後の展開

「戦後日本の社会科学は天皇制ファシズムの分析点を出発点とし、……新たな分析手法を大胆に導入する革新性と多彩な学際性」(大嶽 1994:i - ii) にあふれた政治学研究が始まった。しかし、その後の政治学の膨大な研究成果

果の中に女性を研究対象にしたものは非常に少ない。あるといえば、「婦人」や「女性」へのわずかな「言及」で、それは新しい流れというにはあまりにも少ない⁽¹¹⁾。とはいえ、戦後政治学の出発点とされている丸山眞男にわずかな「婦人」への言及がある。これに関して以下に考察する。

3－1. 丸山眞男と「婦人」

「丸山の政治学・政治学会（界）への貢献のすば抜けた質量とともに大きさを疑う政治学関係者はいないであろう」（田口2001：73）。丸山眞男の膨大な論文・講義録はすでに全集として発刊され、「丸山眞男論」は「<批判のための批判>のような粗雑な丸山論が流行し跋扈するようになっ」（小林2003：1）ていることも確かなようだ。丸山眞男は、1950年の『年報』第一号の座談会の司会、同じ号の外国書書評でラスウェルの「権力と人間」を書き、1958年『年報』には57年の学会発表要旨を載せている。また、1967年の年報編集委員長になって「あとがき」を書くなど『年報』へのかかわり方は深いが、論文は発表していない。

丸山眞男が1947年6月に発表した「科学としての政治学」の中で、戦前の政治学が国家学から離脱できないままにあったことについて「政治学と現実の政治が相交渉しつつ発達したためしがない」（丸山1947：136）と政治学の現実政治への無力さを指摘して、それを政治学の「不妊性」と呼んでいる。そして「不妊性」は「単にその責を政治学者の怠慢や無能に帰すべき問題ではなく、むしろ根本的にわが明治以後の政治構造に規定された結果にほかなりぬ。一般に、市民的自由の地盤を欠いたところに真の社会科学の生長する道理がないのであるが、このことはとくに政治学において著しい」（丸山前掲：136-137）と分析している。

丸山については、人格、行動において、政治学という象牙の塔に閉じこもった人ではないと知られ、彼個人が「政治的自由の地盤」の形成に不作為であったとはいえないだろう。しかし、男性の営みとして形成された政治学が国家学から出発したことで、現実政治に対して—これも男性の営みであった—無力であった歴史を「不妊性」と女性性に密着した言葉で表現し

ている。また、「不妊性」と書いたすぐ次の行で「ギリシアの絢爛たる民主制」は「市民的自由の基盤」（丸山前掲：137）があったから可能であったと述べ、ギリシアにおいて「市民的自由」を享受できたのは少数の男性であったことは忘れられている。「国家は男性」と明言したブルンチュリに通じる視点を感じないわけにはいかない⁽¹²⁾。ところが、丸山の婦人への言及に関して新たな発見があり、丸山研究にジェンダーの視点を取り込む可能性が示された。

三宅義子が「<さすが丸山！>とひざを打つ思いで読んだ」（三宅1997：65）という丸山眞男の「婦人」についての言及は、『政治学辞典』（丸山1954）の「ファシズム」という項目の中にある、これまで丸山研究では特に取り上げられてこなかった⁽¹³⁾。三宅は丸山の「婦人」への言及は、「ジェンダーと政治の接点である」（三宅前掲：63）という。

丸山が書いた「ファシズム」は辞典の項目としてはかなり長い文章で、署名が入っている。丸山のファシズムに関する説明は、①ファシズムの狭義・広義の定義、②ファシズムの背景、③発展形態、④機能、⑤イデオロギー、⑥反ファシズム闘争と小見出しがあり（小見出し番号は筆者）、一つの論文になっている。

⑤のイデオロギーの説明で、丸山はファシズムには体系的な哲学や理論という意味でのイデオロギーはない。しかし、ファシズムの観念的扮装の底には、民族至上主義、人種差別、階層的構想への嗜好、そして、「婦人の社会的活動能力への疑惑（したがって婦人を家庭と育児の仕事へ封じ込める傾向）」（下線は筆者）、知性・論理の軽視、進歩に対するシニカルな否定、戦争の賛美と恒久平和への嘲笑があり最後の3つは社会科学の無用視、自然科学の中でも軍事科学技術の尊重という精神傾向と発想様式である、と指摘している。

三宅の発見した丸山の「婦人」への言及は、下線で示したわずか2行ほどである。丸山のファシズム分析は、1950年代のアメリカのマッカーシズム⁽¹⁴⁾をファシズムの徵候として読み取り、日本ファシズムの体験を土台にドイツ、イタリアと比較している、と三宅は解釈している（三宅前掲：67）。そ

れは「(丸山は) 初期ファシズム論においては日本固有のファシズム＝軍国主義＝超国家主義を分析対象にしたが、中期丸山のファシズム論は……アメリカ合衆国のマッカーシズムを含むようになった」(小林前掲:217) という丸山研究と一致する。

三宅はさらに、丸山のアメリカ・ファシズム論とマッカーシズムが席巻した50年代にベティ・フリーダンが書いた「フェミニン・ミスティーク」(1963年、邦語題『新しい女性の創造』1970年)に現れた50年代のアメリカ女性の状況を重ねた。「男性も女性も暖かい家庭に帰っていった。共産主義やマッカーシーや恐ろしい爆弾のことを考えるより、愛とかセックスとかを考えるほうが無難だった」(フリーダン 1970:135)と、「フリーダンはファシズムの徵候をあちこちに書きとめながら、ファシズムという全体的な認識に収斂してゆかないのである。ここに私は、アメリカ・リベラルの特徴を見る」(三宅前掲:71)と三宅は丸山のファシズムの兆候を読み取る認識の深さに対して、フリーダンの認識の甘さを指摘している。三宅はフリーダンが描いた50年代アメリカ女性マス化こそ「ファシズムの政治の不可欠の構成要因として存在した年代の主婦、つまり、ジェンダーの問題ではないだろうか」と結んでいる。

三宅の指摘するジェンダー問題は、丸山が定義した狭義のファシズム体制、すなわち極右、立憲主義・議会主義の否認、一党制の樹立と全体主義、ウルトラ・ナショナリズム、軍国主義の高唱などの体制下においてだけ見られるわけではない。むしろ、丸山がファシズムの最広義として定義した、独占資本の支配体制、そして、ブルジョア民主主義、社会民主主義においても見られる。というより、民主主義や議会政治が作動していると思われている社会においても見出される。その意味からいえば、ジェンダーの問題は、ファシズム下ではもちろん、ファシズムとは縁遠い政治体制下においても存在するものといえる。だから、「ジェンダー問題」なのだ。しかも、歴史を超え、地域を越えその傾向は見られる。もちろん、その全てがファシズムと結びついているわけではないが、ジェンダーは深く、静かに潜んでいて、現れてくるときにはさまざまな政治的イデオロギーと合体、そして変身する。

この丸山の「婦人への言及」は「女性という範疇が研究対象にならなかつた時期」(三宅前掲:66), 丸山の現実政治への「危機意識」と, 彼自身がレッドページを噂されていた危険な立場, そして病気のため1年間休講していたという健康状態の中で書かれた。「婦人の社会的能力を疑って, 婦人を家庭と育児に封じこめる傾向」と書いた丸山には何らかの深い意図があったのだろう。その深い意図は具体的にわからないが, 丸山の「婦人への言及」を佐々木の指摘からいえば, さまざまな政治体制化におけるジェンダー分析の必要を説くものと理解でき, 「ジェンダーと政治の接点」であり, 「個別学問領域からジェンダーを視角に導入した時に何が見えてくるかを具体的に提起」(木本 1996: 24) をしたことになる。

4. 女性が論じる政治学—『年報政治学』をめぐって

本節では, 戦後の政治学においても長く女性が研究者として現れなかつたことを『年報』の女性執筆者から検討してみる。

4-1. 『年報政治学』と女性執筆者

『年報』の女性の執筆者は2000年までに12人であったが(表1), そのうち3人は公募であった。12人の女性による論文は外国政治, 歴史, 日本政治と範囲は広いが, 研究方法としては丁寧な資料調査に基づく実証的論文である。

1958年に『年報』に執筆した久保田きぬ子は「日本の大学で憲法を講ずる初めての女性憲法学者」(中山 1999: 76)で, 日本の女性研究者としてさまざまな「初」がついて回った。その後, 1984年に大島美津子が明治政府による府県制度の設立過程を執筆するまでの26年間は『年報』には女性は一人も論文を書いていない⁽¹⁵⁾。

90年代に入ってからはのべ8人の女性が書いている。河野康子は1991年と1997年と2回書いているが, 2回以上書いているのは1950年から03年までに368人の執筆者のうち77人で, 女性は河野一人である。1997年には3人

表1 「年報政治学」女性執筆者一覧

年度	『年報』タイトル	論文題目	執筆者
1958	国民代表の神話と現実、その歴史的展開—	代表意識のアメリカ的展開	久保田 きぬ子
1984	近代日本政治における中央と地方	大久保支配体制下の府県統治	大島 美津子
1990	18世紀の革命と近代国家の形成	フランス革命とフランスの政治的伝統—中間団体廃止をめぐって—	井上すず
1991	戦後国家の形成と経済発展—占領以後—	IMF-GATT体制と日米関係—1950年代の諸問題 吉田外交と国内政治—通産省設置から電力借款導入まで	樋渡由美 河野康子
1994 (公募)	ナショナリズムの現在、日本の戦後の政治	ベルギーのエスニック紛争と連邦制—1993年の連邦制への移行に関する一考察	津田由美子
1995	現代日本の政官関係の形成過程	政策知識と政官関係—1980年代の公的年金制度改革	加藤淳子
1997 (公募) (公募)	危機の外交—70年代	日本外交と地域主義—アジア太平洋地域概念 政策の連続と変容—日本医療制度の構造— イタリア政治経済レジーム移行の力学 1996年選挙と中道左派政権—ジレンマー	河野康子 衛藤幹子 真柄秀子
2000	内戦をめぐる政治的考察	内戦の記憶—「国家理性」論再考 アメリカのカトリックとスペインの内戦	川出良枝 西崎文子
2003	「性」と政治	女性をめぐる政治的言説 ジェンダー化する政治 ジェンダーと国際関係 ジェンダーとアメリカ政治 女性模擬議会という女性政策 変態研究序説	岩本美砂子 竹中千春 御巫由美子 相内真子 大海篤子 菅野聰美

の女性が書いているが、男性も 8 人書き、ページの割合は女性が 65 頁 (29.1%)、男性は 158 頁 (70.9%) という構成になっている。ところが、2003 年においては、女性が 147 頁 (75.4%)、男性が 48 頁 (24.6%) と女性の書いた部分が多く、公募による自由論題の論文(全て男性)を加えても、女性 147 頁 (57.2%)、男性 110 頁 (42.8%) となっている。頁の割り付けを見ると、2003 年に初めて女性による論文が『年報』の過半頁を占めた。

『年報』の書き手の男女配分がそのまま日本政治学会の「女性除外」を表していると単純に断定することはできない。日本の大学制度、大学の教員採用制度、女性の進学傾向、専門職の選択など研究者側の理由と現実政治の側の理由など、複雑で多岐にわたる背景があると考えられる。『年報』初の女性執筆者である久保田きぬ子の足跡を手掛かりとして、「女性の除外」について検討してみたい。

4－2. 『年報』初の女性執筆者、久保田きぬ子

1958 年に女性初の『年報』執筆者になった久保田きぬ子の足跡をまとめる。資料は 1980 年に行われた「久保田きぬ子先生に聞く」という斎藤・有賀によるインタビュー（以下「資料」と、その資料を基に憲法学者の後輩にあたる中山道子の論文によっている（以下「中山」）。

久保田きぬ子は東京大学が女性に門戸を開いた 1946 年（昭和 21）に入学した 20 人の女性のうちの一人で、そのとき法学部には 4 人の女性が入学した⁽¹⁶⁾。法学部に入学した 4 人のうち 3 人が政治学科で 1 人が法律学科というのは、試験の結果なのか。それとも、何か別の理由があったのかについては、残念ながら資料ではわからない。

久保田きぬ子（1913～1985）⁽¹⁷⁾ は日本女子大学英文科を 1934 年卒業し、その後家庭にいた。東京大学を受験した理由の第一は、弟の勧めと試験科目が外国語一ヶ国語と論文だけであったために「何も準備しないで受験できる」からで、第二は「万一入学できれば、一生自立できる」（「資料」：3）と思ったからである。久保田の東京大学卒業の時期は日本全体が就職難の時代で、女性の大学卒業者の就職は困難で、結局大学院に進学することになり、

「憲法史」を専攻した。1952年にロックフェラー財団の支援を受けて、当時はまだ女性に門戸を開放していなかったにも関わらず、プリンストン大学に、ビジティング・フェローとして留学した。留学することが「私の生涯を決定的に方向づけた」(「資料」:10)と語る久保田は、女性の入学を認めないプリンストン大学が受け入れたのは「個人の希望をかなえるため弾力的な解釈をしてくれる」とアメリカのよさに感謝している⁽¹⁸⁾。

東京大学で勉強したこととアメリカ留学の経験が久保田の考え方を形成した。「男が仲間にいってくれないのはどうしようもないですけれども、お仲間にいれてさえくればあとは自然に……。1人1人が男であれ、女であれ、それぞれの道を選んで、一生懸命生きる」(「資料」:33)。あるいは、「スタートラインだけ同じにしておけば、あとは飛び越えていく人は飛び越えていくでしょうし、落伍者が出てもしょうがない」(「資料」:34)という久保田の言葉から「後輩」の中山は「主流派リベラリスト」(「中山」:81)とよぶ。

2年間のプリンストンの留学を終えた久保田は、帰国後に東京大学の助手になり、1959年4月から立教大学に新設された法学部に師の宮沢俊義(東大教授、憲法)とともに行くことになっていた。その前年の12月に出版された『年報』に論文を書いているのは、男社会である学会への通行手形であったのかも知れない⁽¹⁹⁾。

久保田の論文は「代表意識のアメリカ的展開」(1958:13-27)という題で、アメリカの代表制に関して丁寧に整理され、政治学の教科書のようである⁽²⁰⁾。時代的にいえば、その後に発行された教科書がこの論文に依拠している可能性もある。文体はやや硬く、正直なところあまり読みやすくなはない。アメリカの代表制は多数者である「小農層=負債者の利益」より、少数者である有産者を優先するために制度化されてきた。「国民の利益」の調整を制度化する過程で、多数者である小農民などの経済的弱者の利益が過少評価された。この論文では、その過程を有産者の立場である憲法制定者を中心に明らかにしているが、政治的かけひきをあくまでも法律論として展開している。久保田の論文は「代表制」の概念の発展についてであり、政治論ではない。

田口富久治は『年報』の同じ号に「代表の現代的問題状況」という題目で「アメリカとイギリスに焦点をあてて、国民代表性の観念と代表制の危機の諸原因と諸様相」を論じた。この論文は一部久保田の議論と重なる部分があるが、田口は憲法議論ではなく、大衆社会に移行するアメリカ社会の変化と共に、政治論として「代表」を論じている。

その後、久保田は市川房枝に頼まれ、国連総会の日本政府代表代理を数度⁽²¹⁾務めている。市川が藤田たき、久米愛と日本政府における女性「指定席」を守ろうとして久保田にアプローチしたことに関して久保田は、「市川房枝さんとは、全然面識がなかった」と素っ気なく述べ、「宮沢先生に経験だからやってみたらどうかとおっしゃられたので……決心したのでござります」と言っている（「資料」：16-17）。

久保田きぬ子は80年代になるとさまざまな場で、「女性の地位」や「女性の生き方」などについて発言している。その内容は「母になったら、子どもがある程度に成長するまでは、母の生活に徹するべき」（「中山」：78）、「憲法や外の法制面でも男女平等はほとんど実現されている。男女平等の実現は、……女の側がそれにどう対応するかにもっぱらかかっているというのが私の持論である」（「中山」：79）と、「個人」「自由」「実力主義」が強調されている。

中山は久保田を「職業人として男性と対等に取り扱われたいがゆえに、独身を守り、職業に徹した生き方を“選択”し、……‘実力主義’を出発点に‘ハンディ’なしに男性との平等を主張」（「中山」：83）していると述べ、それは久保田が「主流派憲法学者」であったからで、そのような主張は、現在にいたるまで「憲法」の世界ではあまり変わっていないという。久保田が東京大学に入学したのは33歳で、生涯独身であったのは「男性と対等に取り扱われたい」ためとは考えられないが、彼女の生き方は、出身階層、時代状況などからの制約を大きく受けている。久保田は「女性として扱われること」をあまり快く思っていなかったようだが、周囲は彼女をあくまでも「女性」として見ていたようだ。例えば、久保田が大学院に進学することになったとき、高木八尺の主催する「原典アメリカ史研究会」に出席を認められた。そ

こで、最初の発表として言い渡されたのがセネカ・フォールズにおける「女性の権利宣言」についてであったのもその一つの例であろう（「資料」：9）。その時の報告は、1953年に短くまとめられて発表されている（久保田1953）が、資料をそのまま訳したものらしく、久保田の意見は入っていない。

「女性の権利宣言」で当時のアメリカ女性たちが強く主張した結婚した女性の身分保障に関する久保田の考え方、「結婚した女が男と平等という考え方にはコモン・ローには存在しないのです。男女が制度的・法的に不平等であるからといって、そのことが即、女が劣っているということにはなるとは、私は思わないのです」（「資料」：31）と、後に斎藤・有賀のインタビューの中で、ERA（男女平等憲法修正条項）の話しの流れで述べている。久保田のような「有能な女性」や多くの男性には「制度的・法的不平等」が女性を「劣った性」としてきた歴史や現実が見えないことがしばしばある。その結果「私は男女差別の問題に就いては、率直に申しまして、それほど強い興味を抱いていません」（「資料」：32）という言葉になる。

市川房枝が国連に久保田を送り込みたかった理由は久保田が「女性」であったからに他ならないのだが、久保田の方は、国連人権B規約（市民的・政治的自由）の審議や婚姻の自由などの条約に興味をそそられていて、市川の意図が伝わっていない。また、東京大学の卒業時に法務省に就職が可能であったが「ヤミの女の取りしまりが仕事だからやめるように」と恩師に言われ、就職をしないで大学院に進学していることは、久保田が「女性」であることと周囲からみる彼女へのまなざしの位置どりの複雑さを表している。

久保田のように「遅咲き」（「中山」：80）であっても高い能力といいくつかの機会が「平等」に用意されれば、「絢爛な職業人生」（「中山」：83）が可能である。とはいえる、上記にみたように久保田自身がそのことに気づいていたかどうかについては疑問が残る。しかし、僅かな資料からも「女性」と「研究者」であることのせめぎあいが感じ取れる。久保田本人がどのように感じていたのかについては、本人からは明らかにされなかった。

本稿は2000年までの10人の『年報』の女性執筆者一人一人の検討を意図したが、残念ながら今後の課題となってしまった。2003年の6人の執筆者も

筆者を含めて、「女性であること」と「研究者であること」との「せめぎあい」の経験をしているはずだ。フェミニズムが始まったとき、女たちはその経験を「語る」ことを変革の力とした。今後何かの機会に女性執筆者や政治学会の女性研究者が、その経験を「語る」場が用意されれば、女性の政治学研究への参入とその後の職業生活におけるジェンダーが明確にされよう。それが、日本政治学会におけるジェンダーにも変化をもたらす契機になることは間違いない。

5. おわりに

本稿では、日本政治学会における女性の状況と、政治学に内在する女性除外、男性優位に関して検討した。この問題に取り掛かるきっかけは、『年報』の執筆者に女性が非常に少ないとあった。特に政治学会が1950年に『年報』を発行するようになってから、90年代に入るまでは女性は2人しか執筆していないことに気がついた時、政治学には、それを専門にする研究者として女性が育たない理由があるに違いないと考えた。

政治学は「国家学」としてスタートしたが、その国家学には「女性除外」の理論が埋め込まれていた。大正デモクラシーの中においても「婦人参政権」をめぐる議論は「主権の運用」であって、女性も主権者であるという主張ではなかった。政治学に内在するジェンダーは深い。長い年月、現実政治や政治学から女性が除外されてきたことは「当たり前」と見なされてきたが、「女性への言及」をジェンダーの視点から見直せば、新たな分析が可能であることを丸山真男の「ファシズム」研究から知ることができた。

権力が女性を除外するとき、政治学も加担したと思われる。女性の政治学研究者が少ないと、そして『年報』の執筆者の女性が少なかったことには、政治学に内在するジェンダーと研究者として生きる女性の周りの権力関係が複雑に交差している。しかし、その関係については、女性研究者から「語られる」時はまだ来ていないようだ。

「政治学とフェミニズムは互いに学びあわなければならない」(Randall 1987:1)

と、欧米では80年代から政治学の「ジェンダー化」が始まった。そして新たな「知」の生産が積み重ねられているが、日本ではようやく始まったばかりといえよう。現実政治の分析においても、歴史・思想・哲学などの「価値」を問う政治学においても、経験的・個別的研究が、多様で多層な権力関係の一つ一つを「ジェンダー化」する試みが見られるようになってきた。そのような政治学における「ジェンダー化」がめざすところは、新たな「知の組み換え」、すなわち、engenderingであり、その仕事を今後の私への重い課題として受け止めている。

政治学において「知」の生産・組み換えの道程は、携わる女性の少ないこと一つを取り上げても、容易なことではない。そして行き着くところの「ジェンダーによる知の組み換え」は女性研究者に全てを任せていいいものではない。ジェンダーは政治学が長年模索している「価値」と「事実」の二元論（佐々木1999）からの統合を目指す「パラダイム転換」には不可欠だと思われる。そのためにも、ジェンダーにとって「多くの政治学者が関心をもたれ、研究に参入されることを強く希望される」（渡辺前掲：12）状況からの離陸が速やかに、そして着実に起きることを願ってやまない。

謝 辞

政治学史をジェンダーの視点で見直す機会を下さった国際ジェンダー学会に心から感謝致します。とりわけ、ご丁寧な査読と適格なご指摘をいただき、大変参考になりました。ありがとうございました。

[注]

- (1) 日本政治学会は会員1473人、女性は120人(8.1%)（渡辺2003:11）。アメリカ政治学会は会員約15000人、女性比率は30%（御巫1999:21）。
- (2) スペンサー『権利提綱』(明治10年、尾崎行雄訳)、『女權真論』(明治14年、井上勤訳)、『男女平權論』(明治15年松島剛訳)、ミル『男女同権論』(明治10年、深間内基訳)、フォーセット『政治談』(明治15年、渋谷慥爾訳)など。
- (3) 自由民権運動の高揚を警戒した政府内部抗争により、明治14年(1881)10月11日、參議大隈重信が追放された。イギリス流立憲君主制を主張した大隈が退いた結果、岩倉・伊藤のプロシア流君主権主義が今後の採るべき国家体制として決定された。
- (4) 私学はイギリス(早稲田大学の前身東京専門学校、1881年設立、英吉利法学校、後の

中央大学、1885年設立), あるいはフランス(東京仏学校, 後の法政大学1886年設立)の法を中心とした。

- (5) 明治15(1882)年伊藤博文の憲法調査団がベルリンにおいてグナイスト, モッセに師事, ウィーンでシュタインに憲法講義を受けてから, 日本人による「シュタイン詣で」(瀧井 1999:4) が続いた。
- (6) 加藤弘之は幕臣で, 幕命により日本人として初めてドイツ語を学んだ。明治政府に登用され, 天皇の侍講, 東京開成学校綜理を経て, 1877年東京帝国大学初代総理, ついで帝国大学総長, 元老院・貴族院議員, 枢密顧問官を歴任。
- (7) 日本語訳の章題は, 一章「普通発言権及其効力」, 二章「婦人発言権」で同じ頁数であるが, 原文は不明。なお, 普通発言権は「シュラージュ, ユニヘルセール」とカタカナ書きがしてある(フランス語で普通選挙権の意味=筆者)。
- (8) 吉野の民本主義に対して, 社会主義の山川均(1880~1958)は「デモクラシーの煩悶」と揶揄, ジャーナリストの茅原華山(1870~1952)は「デモクラシーの使い分け」と批判した(石田 1984:92)。
- (9) 1920年に発表した「政治に及ぼす婦人の力」では, 新婦人協会に対して声援を送っている(松尾 1976:475)。
- (10) 参政権は基本的人権であるという議論が憲法学で起きたのは1980年代であり, 「国民の有する主権はそこで具体的には議会に対する委任によってよって行使される」(池田 1999:294), あるいは「選挙権の法的正確論としては権利説に変わって来た」(辻村 2002:220) という議論が現れたのは20世紀も終わりに近づいてからのことである。
- (11) 例えば, 永井陽之助「圧力政治の日本の構造」(1960年)では, 母親大会について, 約2頁言及している。
- (12) 丸山の「<であること>と<する>こと」(1959年)には1頁ほど, 川端康成の「女であること」という小説の題と「であること」を結びつけ, 「女らしさ」にこだわりを見せている(丸山 1959:23~44)。
- (13) 佐々木に拵ると, 丸山が書いたエッセイで女性が登場するのは, 山本安英について, 自身の母について, 南原繁夫人についてだけであるという(三宅1997:74)。しかし, 丸山の著作目録をみると, 女性向けの新聞(「女性新聞」「日本女子大学生新聞」), 雑誌(婦人公論, 婦人之友)に, 1946年から1960年までに10回以上書いている。1960年以降は, 追悼文が2編だけになっていて, 1960年が「女性向けエッセイ」の書き終わりになっている(丸山 1997)。
- (14) ジョセフ・マッカーシー(1909~57)上院議員の1950年2月に行った演説に端を発した「共産主義者攻撃(赤狩り)」をいう。1954年上院において, 非難決議がなされ, 急速にその人気は落ちた。
- (15) 1984年には掛川トミ子も執筆者として予定されていたが, 病気のために不参加になった(1984年『年報』vi), 1971年に水田珠枝が「女性解放の思想構造」を学会報告と

して発表している。

- (16) この時に東京大学に入学したのは、法律学科に小木曾（船本）美代子、政治学科に半田弘子（退学）、藤田晴子と久保田きぬ子の3人。藤田晴子は当時ピアニストとして「エスタブリッシュされていた」（「資料」：6）。
- (17) 新潟県に生まれ。1934年、日本女子大学英文学部卒業。46年に33歳で東京帝国大学法学部に入学。卒業後、同大学特別研究生、52年にプリンストン大学（米国）に留学。61～65年まで3回、国連総会日本政府代表代理。後ミシガン大学客員教授、立教大学法学部教授、成蹊大学法学部教授、中央教育審議会委員などを歴任。著書に『アメリカ合衆国憲法修正諸条項の成立過程について』（1960年）、訳書にラスウェル著『政治』（1959年）等。（Web 日本女子大学学園事典－創立100年の軌跡「人名項目」、参照）。
- (18) プリンストン大学が女性の学生・教員の正式の登録を拒否しながらも、久保田を受け入れたことに久保田は感謝している。それを中山は「奥ゆかしい」と評している（「中山」：77）。
- (19) 久保田きぬ子はそれまでに『国家学会雑誌』68巻11・12号（1955年）、『公法研究』13号（1955年）、『国家学会雑誌』70巻6号、7号（1956年）、72巻3号（1958年）に論文を発表している。
- (20) この年の『年報』は尾形典男（10頁）、福島徳壽郎（30頁）、石田雄（20頁）、田口富久治（30頁）と5人が執筆している。
- (21) 久保田が国連総会は、1961年第16回、62年第17回、65～67年第20回。久保田は第三委員会に出席していた。

引用文献

- 赤木寿留喜 1991 『<官制>の形成 日本官僚制の構造』 日本評論社
ブルンチュリ 明治15～16年 中根重一訳 『政治学』 近藤幸正
池田政章 1999 『憲法社会体系 Ⅲ』 信山社
石田雄 1984 『日本の社会科学』 東京大学出版会
—— 1995 『社会科学再考：敗戦から半世紀の同時代史』 東京大学出版会
岩本美砂子 1997 「女性がいない政治過程」 日本女性学会 『女性学』5 新水社：6～39
木本喜美子 1996 「グローバルなジェンダー・アプローチ — ジェンダーという視角の可能性」 関啓子・木本喜美子編 『ジェンダーから世界を読む』 明石書店：15～37
小林正也 2003 『公共哲学叢書 丸山眞男論 — 主体的作為、ファシズム、市民社会』、東京大学出版会
久保田きぬ子 1958 「代表意識のアメリカ的展開」 日本政治学会 『年報政治学』：13～27
久保田きぬ子 1953 「セネカ・フォールズに於ける婦人の所信の宣言（1848年）」、高木八尺 『原典アメリカ史 第三卷』 岩波書店：315～325

- 丸山眞男 1947 「科学としての政治学その回顧と展望ー」『丸山眞男集 第八卷』所収
 1996 岩波書店 : 133- 152
- 1954 「ファシズム」『政治学辞典』平凡社 : 1162- 1167
- 1959 「<あること>と<する>こと」,『丸山眞男集 第八卷』所収 1996 岩波書店 : 23- 44
- 1997 『丸山眞男集 別巻』岩波書店
- 松本三之介 1957 「「民本主義」の歴史的形成」 日本政治学会 『年報政治学』岩波書店 : 109- 131
- 松尾尊児 1976 「解説」『近代日本思想体系 17 吉野作造集』筑摩書房 : 466- 487
- 御巫由美子 1999 『女性と政治』新評論
- 三谷太一郎 1987 「<大正デモクラシー>期の権力と知識人 —『我等』の同時代権力像」
 国家学会 『国家学会百年記念 国家と市民 第二巻』有斐閣 : 63- 94
- 三宅義子 1997 「1950年代アメリカ・マッカーシズム・女性 — 丸山眞男の同時代ファシズム観」神奈川大学 『神奈川大学評論』26号 : 63- 75
- 永井陽之助, 1960 「圧力政治の日本の構造」日本政治学会 『年報政治学』岩波書店 : 9- 30
- 中山道子 1999 「Add Me, But I Can't Be Stirred Away — 日本初の女性憲法学者久保田きぬ子と日本の憲法学界 —」お茶の水女子大学ジェンダー研究センター『ジェンダーリサーチ』2 : 75- 86
- 小野塚喜平次 1903a 『政治學大綱 上巻』博文館
 1903b 『政治學大綱 下巻』博文館
- 大嶽秀夫 1994 『戦後政治と政治学』東京大学出版会
- Randall, Vicky 1987 Women and Politics : An International Perspective Second Edition University Chicago Press
- 蟻山政道 1968 『叢書名著の復興 日本における近代政治学の発展』新泉社
- 斎藤真・有賀夏紀(聞き手) 1980 「久保田きぬ子先生に聞く」東京大学アメリカ研究資料センター *American Studies in Japan, Oral History Series, Vo.13*
- 佐々木毅 1999 『政治学講義』東京大学出版会
- 『政治学事典』 1954 下中邦彦編 平凡社
- 榎正夫 1986 『日本選挙制度史』九州大学出版会
- 館かおる 1998 「ジェンダー概念の検討」お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報 『ジェンダー研究』1 (通巻 18) : 81- 96
- 田口富久治 2001 『戦後日本政治学史』東京大学出版会
- 瀧井一博 1999 『ドイツ国家学と明治国制 — シュタイン国家学の軌跡 —』ミネルヴァ書房
- 辻村みよ子 1997 「性差別の法的構造と歴史的展開」『岩波講座 現代の法 II ジェン

- ダーと法』 岩波書店：3 – 36
- _____ 2002 『市民主権の可能性』 有信堂
- 吉野作造 1926 『現代政治講和』 文化生活研究会
- _____ 1976a 「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」, (『中央公論』, 大正 5 年 1 月), 松尾編『近代日本思想大系 17 吉野作造集』 筑摩書房 : 53 – 126
- _____ 1976b 「婦人の政治運動」(『婦女界』大正 4 年 5 月), 松尾編『近代日本思想大系 17 吉野作造集』 筑摩書房 : 44 – 49
- 渡辺浩 2003 「序論—なぜ「性」か。なぜ今か」 日本政治学会編 『年報政治学』 岩波書店 : 3 – 13
- 安世舟 1975 「明治初期におけるドイツ国家思想の受容に関する一考察 — ブルンチュリと加藤弘之を中心に」 日本政治学会 『年報政治学』 : 113 – 156

Political Science and Gender

— From Staatswissenschaft to Paradigm Change —

OGAI Tokuko (Visiting Associate Professor, Brigham Young University)

The ratio of female members of the Japanese Political Science Association (JPSA), founded in 1948, is only 8.1% of the current total. JPSA Annual Journal published every year since 1950 has accepted no more than 18 female contributors in total by the end of 2003.

This paper examines, from a gender perspective, women's status in JPSA and the political theory which excluded women as its subject.

1.- In the Meiji era, Japan accepted the political ideology of German nationalism as the model for Meiji government and academic discipline. The politics and academia worked together to institute the authoritarian political style in Japan. The patriarchal Staat Wissenschaft theory spontaneously excluded women, and it was inherited by Japanese political scientists.

2.- In the Taisho era, Yoshino Sakuzo translated democracy as "Minponshugi", which is different from "Minshushugi". His idea was supportive of the argument for women's right to vote under the Imperial monarch system. But even though his idea was an innovative one, "Minponshugi" focused on how to use the political right and it was far too short of the theory to create new civic rights for women.

3.- Even after WWII, the principle of exclusion of women was kept in the political science and very few academic papers dealt with women. Maruyama Masao, a prominent political scientist, referred to women in his analysis of Fascism. His reference to women was only a few lines long, but it suggested the dawn of gender analysis in political science.

4.- The case of Kubota Kinuko, the first female contributor to the JPSA Annual Journal was deemed as an example of conflict between gender identity and academic career.

5.- Gender is now a key concept of contemporary political science, and it may help change the paradigm of political science. The process has just started to develop.

Key Words : Japanese Political Science Association (JPSA), Staat Wissenschaft (State Study), Democracy (Minponshugi), JPSA Annual Journal, engendering